

家庭用コージェネレーションシステム  
プラン定義書  
(ピカほっと)

平成29年10月1日実施

京葉ガス株式会社

## 目 次

1. 用語の定義 .....	1
2. 適用条件 .....	1
3. 契約の締結等 .....	1
4. 料 金 .....	3
5. 契約の解約 .....	3
6. 精 算 .....	4
7. 設置確認 .....	4
8. そ の 他 .....	4
付 則 .....	5
[別表1] 料金および消費税等相当額の算定方法 .....	6
[別表2] 料金表1 .....	7
[別表3] 料金表2 .....	9

家庭用コージェネレーションシステムプラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

## 1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、当社の都市ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力、または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システム、または熱動供給システムをいいます。
- (2) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- (3) 「冬期」とは12月検針分から4月検針分までをいい、「その他期」とは5月検針分から11月検針分までをいいます。

## 2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 住宅において、家庭用コージェネレーションシステムを使用すること。
- (2) 1需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が500ワット以上5キロワット以下であること。
- (4) この定義書にもとづく契約を3（3）に定める契約開始日から前日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続すること。

## 3. 契約の締結等

- (1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約

成立日」といいます。)に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 新たにこの定義書にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
- (4) 当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間の経過前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、または他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。（(5)において同じ。）
- (5) 当社は、お客さまが当社とこの定義書にもとづく契約の最低利用期間の経過前に同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、または延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまは、この定義書にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他のガス料金プラン定義書（付帯型を除きます。）、または一般ガス供給約款にもとづくガスの使用契約は締結できません。
- (8) 新たにガスの使用を開始する場合であって、当社が2に定める適用条件が満たされていることを確認した場合は、当社（導管部門）が工事約款に定める建築事業者等は、ガスを使用されるお客さまのため、この定義書にもとづく契約を当社が定める申し込み方法により、ガスを使用されるお客さまに

代わって申し込むことができます。

#### 4. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、(4)に定める支払期日までにお支払いいただきます。
- (4) 支払期日は、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月30日)の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

#### 5. 契約の解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。ただし3(4)(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。( (2)において同じ。)
- (2) お客さまに契約違反があった場合(2に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出にもとづき、この定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。
- (3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの定義書にもとづく契約を終了いたします。契約終了日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)といたします。ただし、同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に一般ガス供給約款、または他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合(3(4)(5)により、契約の締結に制限を受ける場合があります。)は、契約終了日は解約申出日以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

## 6. 精 算

すでにこの定義書を適用のお客さまで、2に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

## 7. 設置確認

(1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムの設置の有無等、2に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書にもとづく契約を解約し、契約終了日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

(2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この定義書にもとづく契約を解約したものとみなし、5の規定にもとづきこの定義書にもとづく契約を解約いたします。

## 8. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の期日

この定義書は、平成29年10月1日から実施いたします。

### 2. 旧ガス料金プラン定義書にもとづくガス使用契約

この定義書の実施日以前にガス使用契約をされた方は、この定義書に定める最低利用期間まで契約を継続いただくことに承諾いただいたものとみなします。この場合の最低利用期間の起算月は、契約開始日の前日が属する月の翌月といたします。

## [別表 1] 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものとしたします。ただし、(3) で算定した割引額が 0 円の場合は、料金は、割引前料金額といたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の 1 円未満の端数を切り捨てたものとしたします。従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 割引額は、割引前料金額に別表 3 に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の 1 円未満の端数を切り上げたものとしたします。ただし、割引額算定の結果が別表 3 に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一としたします。また、料金算定期間の使用量が 0 立方メートルの場合は、割引額は 0 円としたします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1 円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (5) 小売約款 18 (3) ①から⑤の規定により料金を日割計算により算定する場合、割引上限額については次の算式により算定いたします。

(算 式)

日割計算後割引上限額

$$= \text{別表 3 の割引上限額} \times \text{日割計算日数} / 30 \quad (1 \text{ 円未満の端数切り上げ})$$



## [別表 2] 料金表 1

### (1) 適用区分

料金表 A その他期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B その他期の使用量が 20 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

料金表 C 冬期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 冬期の使用量が 20 立方メートルをこえ、50 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 E 冬期の使用量が 50 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

### (2) 料金表

#### ① 料金表 A (消費税等相当額を含みます)

##### a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	800.28 円
----------------------	----------

##### b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	166.73 円
-------------	----------

##### c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### ② 料金表 B (消費税等相当額を含みます)

##### a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1,854.36 円
----------------------	------------

##### b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	114.02 円
-------------	----------

##### c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した 1 立方メ

ートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	800.28円
-------------------	---------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	166.73円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,542.78円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	129.61円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,583.36円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	108.79円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

**[別表3] 料金表2**

(1) 割引率

割引率	10パーセント
-----	---------

(2) 割引上限額（消費税等相当額を含みます）

割引上限額（1か月につき）	3,086円
---------------	--------